監査委員公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和4年9月30日

> 岩手県監査委員 岩 渕 岩手県監査委員 佐々木 茂 光 岩手県監査委員 五 味 克 仁 岩手県監査委員 中 野 玲 子

監査委員公印規程の一部を改正する訓令

監査委員公印規程(平成7年岩手県監査委員訓令第4号)の一部を次のように改正する。

	(公印及び管守機関)					
第	2条 公印は、次のとおりとし、	当該公印る	を管守する機関に	は		
	、監査第一課総括課長とする。					
	印刻文字	印材	大きさ(ミリ メートル)			

改正前

印刻文字	<u>印 材</u>	大きさ(ミリ メートル)
岩手県監査委員	<u>つげ</u>	[略]
岩手県代表監査委員	<u>つげ</u>	[略]
岩手県代表監査委員職務代理者	<u>つげ</u>	[略]
岩手県監査委員事務局長	<u>つげ</u>	[略]
岩手県監査委員事務局監査第一 課総括課長	<u>つげ</u>	[略]
岩手県監査委員事務局監査第二 課総括課長	<u>つげ</u>	[略]

[略]

(公印取扱者)

## 第3条 「略]

2 公印取扱者は、監査第一課総括課長の指揮監督を受け、公 2 公印取扱者は、監査第一課総括課長の指揮監督を受け、公 印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。

(公印の使用)

政文書(以下「行政文書」という。)及び決裁を完了した回 議案(以下「原議」という。)を提示し、公印取扱者に公印 の使用を請求しなければならない。

(公印及び管守機関)

第2条 公印は、次のとおりとし、当該公印を管守する機関は 、監査第一課総括課長とする。

改正後

印刻文字	大きさ(ミリ
中刻文十	メートル)
岩手県監査委員	[略]
岩手県代表監査委員	[略]
岩手県代表監査委員職務代理者	[略]
岩手県監査委員事務局長	[略]
岩手県監査委員事務局監査第一課総括課	[略]
長	
岩手県監査委員事務局監査第二課総括課	[略]
長	

「略]

(公印取扱者)

第3条 「略]

印の保管及び使用並びに第10条第1項に規定する電子公印の 付与に関する事務を処理するものとする。

(公印の使用)

- 第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする行|第5条 行政文書(電子文書(行政文書管理規程(令和4年岩 手県訓令第14号)第2条第8号に規定する電子文書をいう。 第10条第1項及び第2項において同じ。)を除く。)に公印 を押印しようとするときは、当該行政文書及び決裁を完了し た回議案(以下「原議」という。)を示し、公印取扱者に公 印の使用を請求しなければならない。
  - 2 前項の規定による請求は、電子決裁・文書管理システム( 行政文書管理規程第2条第11号に規定する電子決裁・文書管 理システムをいう。) により行わなければならない。ただし

2 公印取扱者は、前項の請求があったときは、行政文書と原 3 公印取扱者は、第1項の規定による請求があったときは、 議とを照合し、押印を適当と認めるものについて公印の使用 を承認するものとする。

(印影の印刷)

括課長の承認を受けなければならない。

(公印台帳)

第9条 「略]

、監査委員行政文書管理規程(令和4年岩手県監査委員訓令 第3号)第3条の規定によりその例によることとされる行政 文書管理規程第21条又は第22条の規定に基づき起案した場合 は、この限りでない。

行政文書と原議とを照合し、押印を適当と認めるものについ て公印の使用を承認するものとする。

(印影の印刷)

第6条 公印の印影を印刷しようとするときは、監査第一課総│第6条 公印の印影(第10条第1項に規定する電子公印を除く 。)を印刷しようとするときは、監査第一課総括課長の承認 を受けなければならない。

(公印台帳)

第9条 [略]

(電子公印)

- 第10条 電子文書に電子公印(電子公印システム(電子計算機 を使用して公印の印影の管理及び付与を行うためのシステム であって、総務室法務・情報公開課長が管理するものをいう 。第3項において同じ。) に登録した公印の印影をいう。以 下同じ。)の付与を受けようとするときは、当該電子文書及 び原議を示し、公印取扱者に電子公印の付与を請求しなけれ ばならない。この場合においては、第5条第2項の規定を準 用する。
- 2 公印取扱者は、前項の規定による請求があったときは、電 子文書と原議とを照合し、電子公印の付与を適当と認めると きは、当該電子文書に電子公印を付与するものとする。
- 3 監査第一課総括課長は、新たに公印の印影を電子公印シス テムに登録し、電子公印として使用しようとするときは、そ の旨を総務室法務・情報公開課長に通知しなければならない 。電子公印に係る公印を改刻したとき、及び電子公印の使用 をやめたときも、同様とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 監査委員行政文書管理規程(令和4年岩手県監査委員訓令第3号)附則第2項の規定による改正前の監査委員事務局規程(平 成7年岩手県監査委員訓令第3号)第4条の規定により行政文書管理規程(平成11年岩手県訓令第5号)の例によることとされ た行政文書への公印の使用については、この訓令による改正後の監査委員公印規程第5条の規定にかかわらず、なお従前の例に よる。